

鳥取縣公報

訓令

昭和十五年四月五日
第一千百拾九號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

◇鳥取縣訓令甲第九號

昭和七年二月鳥取縣訓令甲第六號鳥取縣學事年報報告規程中左ノ通改正シ昭和十四年度分ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年四月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

(別冊)學事年報事務指定表中

第二十

學校長、教員ノ學事研究並視察ニ關スル旅行調

小學校長
青年學校長

四月二十日ノ次ニ

鳥取縣公報

每週
火金曜日發行

(休日ニ當ル
時ハ翌日)

昭和十五年四月五日
第一千百十九號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一

學

他		其			除				
科		科			科				
計	其 他	居所不明ノ者 教護院、矯正院及 刑務所ニ在ル者	計	其 他	計	其 他	癱 疾	不 具	白 痴

考 備	就 學 步 合	總 計	
		計	計
一、市町村長ニ於テ年度内義務就學者名簿ヲ抹消シタル人員 イ、死亡シタル者 人 ロ、國籍ヲ失ヒタル者 人 ハ、他市町村ニ轉住シタル者 人 二、義務就學者名簿ニ登載セル義務就學者中年度内ニ其ノ義務ナキニ至リタル人員 人			

樣 式 說 明

- 一、本表ハ年度内三月一日ノ現住者中青年學校令第十二條ニ依リ其ノ保護者ガ青年學校ニ就學セシメ義務課程ヲ履修セシムベキ男子ノ數ヲ掲グベシ
- 二、青年學校令第十五條ノ規定ニ依リ青年學校ニ就學スルモノト看做サレタル者ハ各欄共適宜ノ符號ヲ附シ區別シテ掲グベシ
- 三、本科ニ在學ノ者ノ欄ニハ本科ニ係ル義務課程ヲ修了シタル者ヲ除キタル數ヲ掲グベシ
- 四、不就學「其他」ノ部「其他」ノ項ニハ就學方督促中ノ者、青年學校ニ在籍スルモ缺席長時ニ互リ就學ノ實ナキ者ヲ掲グベシ
- 五、就學歩合ノ計算ハ四捨五入ニ依リ單位ノ下二位ニ止ムベシ

第二十二青年學校表樣式說明第三項第三號中「青年學校規程第十六條」ヲ「青年學校令施行規則第五十條」ニ改ム
 同第五項第一號但書ヲ削ル
 同第七項ニ左ノ一號ヲ加フ
 退學者中第一類ニハ義務課程ヲ修了シタル者、第二類ニハ青年學校令第十二條左記各號ニ該當シタ

考 備	退 學 者												
	專 修 科	研 究 科	本 科			通 科		普 科					
			第 三 類	第 二 類	第 一 類	第 三 類	第 二 類		第 一 類				

者 業 卒				者 學 入					徒			
專 修 科	研 究 科	本 科	普 通 科	專 修 科	研 究 科	本 科		通 科		專 修 科	研 究 科	計
						第 一 學 年	第 二 學 年	第 一 學 年	第 二 學 年			

00810

ルニ依ル者、第三類ニハ其ノ他ノ者ヲ掲グベシ
 第二十四青年學校職員調表様式説明第二項中「青年學校規程第十六條」ヲ「青年學校令施行規則第五十條」ニ改ム
 第十五小學校表様式説明第三項第二號中「高等ノ方ニ」ヲ「尋常ノ方ニ」ニ改ム
 第十八小學校教員俸給別表様式説明第一項中「高等ノ方ニ」ヲ「尋常ノ方ニ」ニ改ム
 ◇鳥取縣訓令甲第十號

市	町	村	町	村
警	青	年	學	校
	年	學	校	組
	署	長	長	長
	署	長	長	長

昭和十四年四月二十六日勅令第二百五十四號ヲ以テ青年學校令ヲ改正又同日文部省令第二十四號ヲ以テ青年學校令施行規則ヲ制定公布セラレ一定ノ範圍ノ男子青年ニ對シ青年學校就學ヲ義務ト爲スコト、セラレタリ

仍テ本縣ニ於テモ昭和十五年二月二十七日鳥取縣令第十一號ヲ以テ青年學校令施行規則ヲ制定公布セリ

抑々青年學校教育ヲ義務トシ實務ニ從事スル男女青年ニ對シテ普ク教育ノ機會ヲ與ヘ國家有爲ノ人材ヲ育成スルハ我が國運ノ進展ヲ期スル所以ニシテ多年懸案トセラレタル所ナリ而シテ今ヤ東亞並ニ世界ニ於ケル我が國ノ地位ト使命トハ愈々重キヲ加ヘ我が國青年ノ思想精神ヲ確立シ智能體力ヲ向上シ以テ國民精神ノ振作產業ノ進展地方ノ更生ニ寄與スルト共ニ國防力ノ根基ニ培フハ洵ニ喫緊ノ要務ナリ是レ茲ニ取敢ヘズ男子青年ニ對シ青年學校教育義務制ヲ實施セラレタル所以ナリ、今其ノ正ノ要旨竝ニ施行上特ニ注意スル事項ノ大要ヲ示シ別ニ青年學校學則標準ヲモ將來

00811

準備ベキ所ヲ明ニセリ、局ニ當ル者、宜シク此ノ趣旨、體シ地方ノ實情ニ稽ヘ關係各方面、十分協力シ一般縣民ニ對シテ趣旨ノ普及ヲ圖リ本制度實施上遺憾ナキヲ期シ成果ヲ收ムルニ努ムベシ
 昭和十五年四月五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一、青年學校ノ本旨ニ關スル事項
 青年學校ノ本旨竝ニ學校制度ノ大綱ハ概ネ從前ノ通トセラレタリ即チ青年學校ハ實務ニ從事スル男女青年ヲ對照トシテ國體ノ本義ニ基キ國家有爲ノ青年ヲ鍊成スルヲ目的トシ地方ノ情況ニ應ジ青年ノ職業及實際生活ニ即シテ適切ナル教育ヲ施スモノナルヲ以テ義務制實施ノ後ニ於テモ其ノ特質ハ愈々之ヲ發揮スルニカムベシ

二、義務就學ニ關スル事項
 男子青年ヲ就學セシムルノ義務ハ其ノ保護者ニ之ヲ負ハシムルコト、セラレタルモ青年學校ニ於ケル義務就學者ハ相當ノ年齢ニ達シ概ネ社會ノ實務ニ從事スル者ナルヲ以テ保護者ノ熱意ト本人ノ自覺トニ俟ツニ非ザレバ容易ニ之ガ就學ノ實ヲ舉グルヲ得ザルベシ仍テ保護者ヲシテ本制度ノ趣旨ヲ十分ニ理解セシメ進ンデ其ノ子弟ヲ就學セシムルト共ニ義務就學者ニ對シテハ好シテ自ラ修學スルノ氣風ヲ馴致スルニカムベシ

又雇傭、出稼等ノ爲義務就學者ガ其ノ保護者ト居住地ヲ異ニスル場合ニ在リテハ保護者ノ負フベキ義務ノ履行ニ幾多ノ困難ヲ伴フベキヲ以テ義務就學者ノ現居住地ノ市町村長ニ對シ保護者ヲシテ義務就學者ノ氏名及其ノ居所ヲ届出デシムルコト、セラレ尙現居住地ノ市町村長ニ於テ必要ト認ムルトキハ保護者ヲシテ其ノ代理人ヲ置クコトヲ得シメラレタリ仍テ關係者ニ對シ克ク其ノ趣旨ヲ理解セシメ就學義務ノ履行ヲ全カラシメンコトヲ期スベシ
 三、義務課程ニ關スル事項

00812

保護者ニ於テ義務トシテ義務就學者ヲシテ履修セシムベキ課程(義務課程)ハ一般ニ義務就學者ガ實務ニ從事スル青年ナルノ實情ニ鑑ミ成ルベク其ノ義務ノ履行ヲ容易ナラシムル爲從來ノ各年ニ於ケル最低ノ教授及訓練時數ヲ以テ履修シ得ベキ課程ト定メラレ義務就學者ヲ收容スル青年學校ニ於テハコノ課程ヲ設クベキコト、セラレタリ然レ共本縣ノ實情ニ鑑ミ更ニ充實シタル課程ヲ履修セシムルハ望マンキ所ナルヲ以テ標準課程ヲ示シタルモ義務課程又ハ標準課程ヲ設ケタルニ因リ教育ノ低下ヲ來シハ課程ノ劃一ニ墮スルガ如キ弊ヲ招クコトナキヤウ特ニ留意スベシ

四 就學ノ免除及猶豫ニ關スル事項

義務就學者ノ瘋癲、白痴又ハ不具廢疾等ノ事由ニ因リ之ヲ就學セシムルコト能ハズト認ムル場合ニハ市町村長ニ於テ保護者ノ義務ヲ免除スルヲ得ルコト、セラレ又義務就學者ノ病弱其ノ他己ムヲ得ザル事由ニ因リ就學ノ時期ニ於テ之ヲ就學セシムルコト能ハザル場合ニハ市町村長ニ於テ其ノ就學ヲ猶豫スルヲ得ルコト、セラレタリ而シテ貧困ニ因ル就學ノ免除又ハ猶豫ヲ認メラザリシハ青年學校ニ在リテハ職業ニ從事スル傍就學シ得ラルベク尙地方ニ於テ就學獎勵ノ方途ヲ講ズルコトニ依リ生徒ノ就學ニ支障ナキヲ期シ得ベキヲ以テナリ就學ノ免除及猶豫ニ關シテハ義務制ノ趣旨ニ鑑ミ之ガ運用ノ適正ヲ期スベシ

五 青年學校以外ノ教育施設ニ關スル事項

義務就學者ガ各種學校農道場等各種ノ教育施設ニ於テ青年學校ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修ムルトキハ保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間青年學校ニ就學スルモノト看做サレ又義務就學者ガ青年學校以外ノ施設ニ於テ青年學校ニ於ケル普通學科、職業科等ニ相當スベキ科目ヲ現ニ履修スルトキ又ハ之ヲ履修シタルトキハ一定ノ範圍ニ於テ教授及訓練科目ノ一部ヲ課セザルヲ得ルコト、セラレタリ是レ畢竟此等施設ノ教育的効果ノ點ニ於テ青年ノ境遇ニ應ジ支障ナク就學義務ヲ履行シ得ルノ途ヲ拓カレタルモノナラニ付本趣旨ヲ達シ其ノ圓滑ナル運用ヲ期スベシ

00813

六 義務就學者ヲ使用スル者ニ關スル事項

義務就學者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就學者ノ青年學校ニ就學シ義務課程ヲ履修スルコトヲ妨グルヲ得ザルコト、セラレ尙別ニ昭和十四年法律第八十七號ヲ以テ工場法、鑛業法ニ基キテ發スル命令又ハ商店法中就業時間數ノ制限ニ關スル規定ヲ滿十六歲未滿ノ義務就學者ニ適用スル場合ニ於テハ其ノ者ノ履修スベキ義務課程ノ教授及訓練時間ハ之ヲ就學時間ト看做スコト、セラレタリ蓋シ青年學校ニ就學セシムベキ青年ニハ他人ニ使用セラル、者多キヲ以テ此等青年ヲ就學セシムルニハ其ノ使用者ノ協力ヲ必要トシ尙就學ニ因ル青年ノ心身ノ過勞ヲ防グ要アルヲ以テナリ仍テ此等ノ使用者ニ對シ本制度ノ趣旨ヲ徹底セシメ進ンデ保護者ニ代リテ青年ノ就學ヲ督勵セシムルニ遺憾ナキヲ期スベシ

七 青年學校ノ設置ニ關スル事項

青年學校ノ設置ニ關シテハ市町村ニ對シ其ノ區域内ニ於ケル義務就學者ヲ就學セシムルニ必要ナル青年學校ヲ設置スルノ義務ヲ負ハシメラレタリ而シテコノ設置ノ義務ハ市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ依リ設置ニ依リテ之ヲ履行シ得ルコトヲ認メラレタリ蓋シ地方ノ情況ニ依リテハ市町村共同シテ青年學校ヲ設置スルコトヲ適切トスル場合アルヲ以テナリ尙土地ノ情況ニ依リ適當數ノ生徒ヲ得ラレザル區域ニ關シテハ青年學校ノ設置ニ代ヘ生徒教育事務ヲ他ノ市町村等ニ委託シ得ルノ途ヲ拓カレタリ

縣市町村等ノ地方團體並ニ商工會議所、農會其ノ他之ニ準ズベキ公共團體及ビ私人ガ青年學校ヲ設置シ得ルコトハ從前ト異ナル所ナキモ新ニ法人ニ非ザル社團ニシテ代表者ノ定アルモノモ亦之ガ設置ノ能力ヲ認メラレタリ是レ青年學校ノ特質ニ鑑ミ法人ニ非ザル同業組合等ニ付テモ青年學校ヲ設

00814

置スルヲ得シメンガ爲ナリ
 惟フニ都市ニ於ケル義務制實施ノ圓滑ヲ期スルニハ一層私立青年學校ノ普及發達ヲ圖ルヲ適當トス
 即チ青年學校ノ本旨ヲ理解シ且ツ其ノ設置維持ノ實力ヲ有スルモノニ對シテハ關係ノ向ニ於テ努メ
 テ此等設置ヲ勸奨シ以テ青年學校ノ擴充ト之ガ振興ヲ期スベシ

八 就學事務ニ關スル事項

市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ青年學校ニ關スル教育事務ハ市町村長市町村學校學
 校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ管掌スルコト、セラレタリ特ニ義務就學者ノ調査及其ノ
 名簿ノ編成並ニ就學ノ獎勵督促等就學ニ關スル事務ヲ遺漏ナク執行スルハ就學義務履行ノ完璧ヲ期
 シ義務實施ノ趣旨ヲ貫徹スルニ欠クベカラザル所ナリ仍テ關係者ハ緊密ナル連絡ヲ保チ之ガ遂行ニ
 遺憾ナキヲ期スベシ

九 青年學校教員ニ關スル事項

青年學校教育ノ振作ハ特ニ教員タルモノ、人格ト其ノ努力トニ俟ツ所多シ近時青年學校教育ノ發達
 ニ伴ヒ專任教員數漸ク増加セルモ尙之ガ充實ヲ圖ラザルベカラズ特ニ義務制實施セラレ國家ハ青年
 教育ノ振興ニ由ル國力ノ進展ニ期待スル所極メテ大ナルモノアルノ秋優秀ナル專任教員ヲ増置シ以
 テ教育内容ヲ充實スルノ途ヲ講ズルハ最モ緊要事ナリトス又之ト共ニ青年學校教育ノ特質ニ鑑ミ廣
 ク實務ニ練達堪能ノ士ヲ需メ斯ノ教育ニ參與セシムルハ青年學校教育ノ振興ニ寄與スル所尠カラザ
 ルモノアリ宜シク一層適切ナル教員ノ充實ヲ圖リ青年教育ノ進展ニ遺憾ナキヲ期スベシ

一〇、教科用圖書ニ關スル事項

青年學校ノ教授及訓練ニ當リテハ必ズシモ教科用圖書ノ使用ヲ必要トセザルモ之ガ適切ナル使用ニ
 依リ層教育ノ効果ヲ期待シ得ル場合、カルベシ仍テ修身及公民科並ニ普通學科ニ付、科用圖

00815

書核定制度ヲ實施シ更ニ修身及公民科ニ付國定教科書ヲ編纂セラル、コト、ナレリ青年學校長ハ地
 方ノ實情ニ應ジ之ガ選定ノ適切ヲ期スベシ

一一 教授及訓練時刻ニ關スル事項

教授及訓練ハ其ノ性質上夜間ニ於テ行フベキモノヲ除クノ外晝間ニ於テ之ヲ行フコト、セラレタリ
 是レ發育期ニ在ル青年學校生徒ノ身體ヲ養護シ其ノ體位向上ヲ圖ルノ要アルヲ以テナリ然レ共今遽
 ニ全部ノ教授及訓練ヲ晝間ニ於テ行フヲ困難トスル地方アルベキヲ以テ夜間ニ於テモ教授及訓練ヲ
 爲シ得ルコト、セラレタリ斯カル場合ニ在リテモ努メテ業閑等ヲ選ビテ其ノ一部ヲ晝間ニ於テ實施
 スルノ工夫ヲ講ゼシメ以テ漸時晝間制ヲ原則トスルノ趣旨ヲ實現スルニカムベシ

一二 教授及訓練ノ一部ヲ他ノ青年學校ニ於テ受ケシムル場合ニ關スル事項

青年學校生徒ニシテ特別ノ事由ニ依リ他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スル者ア
 ルトキハ學校長ハ其ノ生徒ヲシテ他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ノ一部ヲ受ケシムルヲ得ルコト、
 セラレタリ是レ生徒ニシテ生業等ノ理由ニ依リ一時他ノ地方ニ滯留スル場合ニ其ノ期間滯留地ノ青
 年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ得シムルノ外他ノ青年學校ノ充實セル施設ヲ利用シテ教授
 及訓練ノ一部ヲ受クルコトヲ得シメントスルニ外ナラズ然レ共之ガ爲教育ノ綜合統一ヲ紊リ教授及
 訓練ノ徹底ヲ缺クガ如キコトアラバ是レ教育ノ本旨ニ悖ルモノナルヲ以テ斯カルコトナキヤウ特ニ
 運用ニ留意スベシ

一三 課程ノ修了及卒業等ニ關スル事項

從來青年學校ニ於テハ必ズシモ嚴格ナル學年制ヲ採ルコトヲ要セザルモノト爲サレタリシモ義務制
 實施ニ依リ義務就學者ガ各學年ニ於テ義務課程ヲ履修スベキモノトセラレタルニ伴ヒ各學年ノ課程
 修了ノ制度ヲ定メラレタリ而シテ各學年ノ課程又ハ普通科、本科若ハ研究科ノ全課程ノ修了ハ生徒

ノ出席時數其ノ他平素ノ學修情況ヲ標準トシテ之ヲ認ムルコト、セラレタリ仍テ生徒ニシテ所定ノ教授及訓練ヲ受クルコトヲ得ザル者在ルトキハ之ヲ適當ナル時期ニ於テ補充スルノ方途ヲ講ジ之ガ運用ニ遺憾ナキヲ期スベシ

一四 學務委員ニ關スル事項

青年學校就學ノ獎勵督促、就學ノ免除猶豫、經費豫算ノ調製其ノ他ニ關シ市町村、市町村學校組合、町村學校組合及其ノ學區ニ市町村長又ハ組合管理者ノ補助ニ並詰問機關トシテ新ニ學務委員ヲ置クコト、セラレタリ從ツテ從來ノ青年學校委員ハ之ヲ廢止スルコト、セリ學務委員ノ職務、選任ノ方法其ノ任期等ハ概ネ小學校令ニ依ル學務委員ノ制度ト同様ナルモ青年學校令ニ依ル學務委員ニ在リテハ市町村立青年學校ノ學校長又ハ教員ヲ加フルヲ要スルコト、セラレ又其ノ員數ハ一市町村十名以內ト定メタリ仍テ市町村會議員並ニ市町村內各種團體ノ役員其ノ他青年教育ニ理解ト熱意アル者ヲシテ之ニ充ツル様其ノ詮衝ニ留意スベシ更ニ此等學務委員ヲ中核トシ各方面ノ人士ヲ網羅シテ青年學校ノ振興ト後援ノ事ニ當ラシムルガ如キ機構ヲ設クル等郷黨ヲ舉ゲテ青年ヲシテ漏レナク青年學校ニ就學セシムルニ協力スルノ風ヲ興スコトニカムベシ

一五 女子青年學校教育ニ關スル事項

國民活動ノ源泉ニ培ヒ國家ノ進展ヲ圖ル爲ニハ男子ト並ビテ女子ノ教育ノ振興ヲ必要トスルハ言ヲ俟タズ從ツテ女子ニ就キテモ青年學校教育ヲ義務トナスハ最モ望マシキ所ナルモ現下我が國情ト女子青年學校教育普及ノ實情トハ直ニ之ヲ實現スルヲ困難トスルヲ以テ取敢ヘズ男子青年ニ對シテノミ青年學校教育ヲ義務トセラレタルモノニシテ女子青年ニ對シテモ將來成ルベク速ニ義務制ヲ實施スベク企圖セラレツ、アリ女子青年學校教育ニ就テハ宜シク此ノ意ヲ體シ男子ニ準ジテ今後一層就學ノ席ヲ勸奨スルト共ニ教育内容ノ改良充實ニ力ヲ注ギ女子青年教育ノ振興ニ一段ノ努力ヲ致スベ

青年學校學則標準

鳥取縣何郡(市)何町村(何)青年學校學則

第一章 總則

第一條 本校ハ青年學校令ニ依リ男女青年ノ心身ヲ鍛練シ德性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資格ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス

第二條 本校ハ鳥取縣何郡(市)何町村(何)青年學校ト稱シ鳥取縣何郡(市)何町(村)大字何番地ニ設置ス
併置ノ場合ハ「鳥取縣何郡(市)何町村何小學校ニ之ヲ併設ス」トスルコト

第二章 編制教授及訓練期間

第三條 本校ニ男子部、女子部ヲ置ク

各部ノ課程ヲ分チテ普通科、本科及研究科トス

前項ノ外特別ノ事項ヲ修得セシムル爲專修科ヲ置ク

第四條 本校ノ教授及訓練期間ヲ定ムルコト左ノ如シ

男子部	普通科	二年
男子部	本科	五年
男子部	研究科	一年
女子部	普通科	二年
女子部	本科	三年
女子部	研究科	一年
專修科	三月乃至一年	

第三章 學年學期教授及訓練時數

第五條 學年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ分テ左ノ三學期トス

第一學期	四月一日ヨリ八月三十一日迄
第二學期	九月一日ヨリ十二月三十一日迄
第三學期	一月一日ヨリ三月三十一日迄

第六條 本校ノ教授及訓練課程左ノ如シ

(一) 男子青年學校教授及訓練課程表

普通

教授及訓練科目	教授及訓練課程	第一學年	第二學年
修身及公民科	國民道德要旨 公民心得	三〇	三〇
普通學科	國語、國史、地理、數學、理科、音樂	一〇〇	一〇〇
職業科	農(工) (商) (水産)業大要	七〇	七〇
體操科	體操、競技、武道	五〇	五〇
計		二五〇	二五〇

本科

教授及訓練科目	教授及訓練課程	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
普通學科	國語、國史、地理、數學、理科、音樂	六〇	六〇	九〇	九〇	九〇
職業科	地方農(工)商(水産)業ニ適切ナル事項	八〇	八〇			
教練科	教練、體操、競技、武道	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇

00820

計		二五〇二五〇二〇〇二〇〇二〇〇	
研究科			
教授及訓練科目	教授及訓練時數	一箇年教授及訓練時數	
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得	三〇	
職業科	地方産業ニ適切ナル事項	九〇	
教練科	教練、體操、競技、武道	八〇	
計		二〇〇	
(注意) 右各科各學年ニ於ケル職業科ノ實驗實習ハ右各表時數以外ニアリテモ相當時數ヲ課スルモノトス (二) 女子青年學校教授課程表			
普通科			
教授及訓練科目	教授及訓練課程	一箇年教授及訓練時數	
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得、作法	三〇	
普通學科	國語、國史、地理、數學、理科、音樂	一〇〇	一〇〇

00821

計		三〇〇三〇〇三〇〇	
本科			
教授及訓練科目	教授及訓練課程	一箇年教授及訓練時數	
職業科	農(工)(商)(水産)業中必要ナル基礎的事項	一三〇	一三〇
家庭科	家事大要、通常衣服ノ裁方、繕方、繕方	四〇	四〇
體操科	體操、遊戲、競技	三〇	三〇
計		三〇〇	三〇〇
研究科			
教授及訓練科目	教授及訓練課程	一箇年教授及訓練時數	
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得、作法	三〇	三〇
普通學科	國語、國史、地理、數學、理科、音樂	六〇	六〇
職業科	農業工業商業水産業中適切ナル事項	一七〇	一七〇
家庭科	家事上必要ナル事項 通常衣服ノ裁方、繕方、繕方、手藝	四〇	四〇
體操科	體操、遊戲、競技	四〇	四〇
計		三〇〇	三〇〇

修身及公民科	國民道德要、旨公民心得、作法	三〇
普通學科	國語、國史、地理、理科、數學中須要ナ事項	
職業科	地方產業ニ適切ナル事項	二三〇
家庭科	地方家事上須要ナル事項 地方裁縫手藝上須要ナル事項	
體操科	體操、遊戲、競技	四〇
計		三〇〇

(注意) 各科各學年ニ於ケル職業科家庭科ノ實驗實習ハ右各表ノ時數以外ニアリテモ相當時數ヲ課スルモノトス

第七條 本校ノ教授及訓練時刻ハ晝間ヲ以テ本則トシ各月教授及訓練日時數、教授及訓練日及時刻ヲ左表ノ通り定ム但シ教授及訓練日時時刻ハ業務ノ狀態其ノ他特別ノ事由ニ因リ學校長ニ於テ之ヲ變更スルコトアルベシ

月	普通科		本科		科研		究科		專修		科	
	教授及 訓練日數	教授及 訓練時數										
四												
五												

六												
七												
八												
九												
一〇												
一一												
一二												
一												
二												
三												
計												

(注意)

一 右表ハ場合ニ依リ男子部、女子部別ニ表示スルコト

二 本科ニアリテモ年次ニヨリ異ナル場合ニハ之ヲモ表示スルコト

第八條 病氣其ノ他己ムヲ得ザル事情ノ爲所定ノ教授及訓練ヲ受クルコト得ザル者アルトキハ之ガ

補充ノ爲隨時教授及訓練ヲ行フ

第九條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニハ祝賀ノ式ヲ行フ

第十條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日、祝日
- 一 氏神祭日
- 一 何々々日

第五章 入學、退學、轉學、委託

第十一條 生徒ノ入學期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入學セシムルコトアルベシ

第十二條 本校ニ入學セシムル者ハ普通科ニアリテハ尋常小學校卒業者トシ、本科ニアリテハ普通科修了者又ハ高等小學校卒業者トス

研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者トス

前項ノ規定ニ依リ入學セシムル者ノ外特ニ本校ニ入學セシムル者ハ青年學校令施行規則第十八條ノ規定ニ該當スルモノトス

事修科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ學校長ニ於テ適當ナリト認メタルモノトス

第十三條 本校ニ入學セシムベキ義務就學者ノ外本校ニ入學セントスル者ハ保護者後見人又ハ使用者連署ノ上第四號様式ニ依ル入學願書ヲ學校長ニ差出スベシ

入學願書ニハ第五號様式ニ依ル履歷書ヲ添付スベシ

第十四條 本校ヲ中途退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保護者後見人又ハ使用者連署ノ上學校長ニ願出スベシ

第十五條 他ノ青年學校生徒ニシテ本校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ其ノ青年學校長ノ證明ニ基キ之ヲ相當學年ニ入學セシムルコトアルベシ

前項ノ志望者ハ第十三條ノ規定ニ準ジ願書ヲ提出スベシ

第十六條 他ノ青年學校生徒ニシテ本校ニ於テ教授及訓練ノ一部ヲ受ケントスル者アルトキハ其ノ學校長ノ證明ニ基キ之ヲ相當ノ學年ニ於テ教授及訓練ヲ爲スコトアルベシ

第十七條 本校生徒ニシテ特別ノ事由ニ依リ他ノ青年學校ニ於テ教授又ハ訓練ヲ受ケントスル者及他ノ青年學校ニ轉學ヲ志望スル者ハ其ノ事由ヲ具シ保護者、後見人又ハ使用者連署ノ上學校長ニ願出スベシ

出願ニ際シテハ青年學校手帳ヲ提出シ出席時數其ノ他必要ナル事項ノ記入ノ證明ヲ受クベシ

第十八條 入學願書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ都度保護者後見人又ハ使用者若ハ生徒ヨリ學校長ニ届出ツベシ

第六章 修了及卒業

第十九條 各學年ノ課程又ハ普通科、本科、研究科ノ全課程ノ修了若ハ專修科ノ修了ヲ認ムルニハ生徒ノ出席時數其ノ他平素ノ學修情況ヲ査定シ學校長之ヲ認定ス

第二十條 普通科及研究科ノ修了者ニハ修了證(第一號様式)ヲ本科ノ修了者ニハ卒業證(第二號様式)ヲ專修科ノ履修者ニハ修了證(第三號様式)ヲ授與ス

第七章 賞罰

第二十一條 學校長ハ操行善良、精勤ナル生徒ニ對シ褒賞スルコトアルベシ

第二十二條 學校長ハ生徒ニシテ其ノ本分ヲ悖リ不都合ノ行爲アリタルトキハ懲戒スルコトアルベシ

第八章 授業料

第二十三條 授業料ハ之ヲ徵收セズ

附則

本學則ハ昭和何年何月何日ヨリ之ヲ施行ス

本學則施行ニ關シ必要ナル細則ハ學校長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第一號様式

鳥取縣公報 第千百十九號 昭和十五年四月五日 (第三種郵便物認可) 二六

第 號 修了證 氏 年 月 日 名 生

印 校

右者本校普通科(研究科)ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス

年 月 日

鳥取縣何郡(市)何町村(何)青年學校長 位 勳 氏 名 印

第二號様式

第 號 卒業證 氏 年 月 日 名 生

印 校

右者本校本科ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス

第三號様式

年 月 日

鳥取縣何郡(市)何町村(何)青年學校長 位 勳 氏 名 印

第 號 修了證 氏 年 月 日 名 生

印 校

一 專修項目

一 專修期間 自 年 年 月 月 日 日

至 年 年 月 月 日 日

右者本校專修科ニ於テ頭書ノ項目ヲ履修セシコトヲ證ス

年 月 日

鳥取縣何郡(市)何町村(何)青年學校長 位 勳 氏 名 印

第四號様式

入學願

私儀貴青年學校ニ入學致度候ニ付御許可被下度入學ノ上ハ御規則堅ク相守リ申ス可ク別紙履歷書相添へ此段御願候也

年 月 日

鳥取縣何郡(市)何町村(何)青年學校長 氏名 殿

住所 (保護者、後見人、又ハ使用者) 氏名 印

第五號様式

本籍 履歴 書

現住所 戶主名及戶主トノ續柄

氏名 年 月 日 生

學歴 業務

一 何年 何月 何日

何々小學校尋常科卒業

一 何年 何月 何日

何々青年學校普通科修了

一 何年 何月 何日

何々商店ニ店員トナル

一 何年 何月 何日

青年團體トノ關係

一 何年 何月 何日

何々青年團(處女會)ニ入團(會)

一 何年 何月 何日

何々ニ付賞又ハ罰

一 何年 何月 何日

何々ニ付賞又ハ罰

右ノ通り相違無之候也

年 月 日

氏

名 印

告示

鳥取縣告示第二百七號

昭和十五年三月三十日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正豫算同年度特別會計小學校教員恩給金歳入歳出追加豫算同年度特別會計就學獎勵金歳入歳出追加豫算同年度特別會計自作農創設維持獎勵金歳入歳出追加豫算及昭和十五年度鳥取縣歳入歳出追加豫算同年度特別會計中等學校改築費歳入歳出追加豫算同年度特別會計慈惠救濟金歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十五年四月五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

昭和十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正豫算

歳 入

經常 部

△印減高

第十三款	雜	收入	二八、七一二圓
第八項	過年度	收入	二八、七一二
歲入經常部計			二八、七一二
第二款	臨時部		
第二項	國庫補助金	△	二一七、九〇五
第五項	土木費補助金	△	一九一、六三七
第六項	勸業費補助金	△	二七、二七八
第三款	社會事業費補助金		一、〇一〇
第一項	寄附金		三、〇四〇
第三項	土木費寄附金	△	五二四
第七項	勸業費寄附金	△	五八四
第九項	社會事業費寄附金		四、一四八
第一項	國庫交付金		二九、五五〇
歲入臨時部計	社會事業費交付金		二九、五五〇
歲入合計		△	一八五、三一五
歲出		△	一五六、六〇三
第三款	經常部		
第一項	縣職員費		五、八五六圓
	俸給諸給		五、八五六

第九款	勸業獎勵費	二、七〇〇
第十五項	產業獎勵費	二、七〇〇
第十款	社會事業費	一、八七〇
第三項	社會事業諸費	一、八七〇
歲出經常部計		二、四二六
第四款	臨時部	
第一項	勸業費	四〇〇圓
第十一項	衛生補助費	七、〇〇〇
第十九款	衛生補助費	七、〇〇〇
第三項	災害土木改良事業費本年度支出額	二〇、〇〇〇
第二十二款	道路橋梁改良費本年度支出額	二〇、〇〇〇
第一項	十二年水害復舊施設耕地事業費本年度支出額	四一、七五四
第三十四款	十二年水害復舊施設耕地事業費本年度支出額	四一、七五四
第四項	勸業費	三、八九四
第四十款	災害土木復舊費本年度支出額	三、八九四
第一項	道路橋梁費	一八一、六三七
第二項	治水堤防費	五、二三四
第三項	港灣費	一五〇、〇〇〇

鳥取縣公報 第千一百十九號 昭和十五年四月五日 (第三種郵便物認可)

第四項	砂防費	△	一、一一八
第五項	補助費	△	二一、〇七二
第六項	吏員費	△	一、四三〇
第七項	雜費	△	二、〇八三
第四十七款	軍事扶助費		二九、五五〇
第四十九款	軍事扶助費		二九、五五〇
第三項	過年度返納金		一八、七一〇
第五十九款	早害應急施設費		一三三
第一項	農產物應急施設費		一三三
第六十一款	早害對策施設費		五、六七五
第一項	早害對策農產物施設費		五、六七五
歲出臨時部計		△	一七八、〇二九
歲出合計		△	一五六、六〇三
昭和十五年鳥取縣歲入歲出追加豫算			
第十三款	經常部		一五七、八六六圓
第八項	雜過年度收入		一八、五五五
第九項	雜過年度收入		一三九、三一一
歲入經常部計			一五七、八六六

鳥取縣公報 第千一百十九號 昭和十五年四月五日 (第三種郵便物認可)

第一款	臨時部		五八六、六三二
第一款	前年度繰越金		五八六、六三二
第二款	國庫補助金		一、一七八、五五八
第二款	土木補助金		一、〇二四、八三七
第五項	勸業補助金		一五三、七二一
第三款	寄附金		二五、三二四
第一款	土木寄附金		一八、四六七
第三款	勸業寄附金		六、八五七
第九款	國庫負擔金		二三〇、九一〇
第一款	國庫負擔金		二三〇、九一〇
歲入臨時部計			二、〇二一、四二四
歲入合計			二、一七九、二九〇
第三款	經常部		二一〇圓
第二款	縣職員費		二一〇
第九款	勸業費		一一、六八二
第十三項	商工業獎勵館費		一、六八二
第十四項	產業獎勵費		一〇、〇〇〇

歲出經常部計

第一項	臨時	費	一一、八九二
第二項	治水	費	一一九、八五五
第三項	道路	費	五五二
第四項	橋梁	費	四、一四八
第五項	指導	費	九八、三三一
第六項	砂防	費	一五、三二六
第七項	監督	費	一、四九八
第二二款	教育	費	二二、四二〇
第三項	工業	費	七、六四〇
第四項	農學	費	八、七八〇
第五項	師範	費	六、〇〇〇
第四款	勸業	費	一六、三三二
第一項	山村	費	一六、三三二
第六款	振興	費	六、五七三
第一項	林產物	費	六、五七三
第十三款	勸業補助	費	七、五二五
第一項	勸業補助	費	七、五二五
第二十一款	災害土木改良事業	費	二〇、〇〇〇
第三項	道路橋梁改良	費	二〇、〇〇〇

第三十款

第一項	森林治	費	二二、三一五
第二項	荒廢林地復舊	費	一七、二四〇
第七項	公有林野造林	費	七五七
第三十六款	民有林計畫	費	四、三一八
第三項	勸業	費	二五、二九〇
第四項	教育	費	二、六二一
第四十一款	旱害對策	費	八二、九二〇
第一項	土木事業	費	七、六〇〇
第二項	耕地	費	六〇、六四五
第四項	林業	費	一四、六七五
第四十三款	災害土木復舊	費	二九、七三七
第一項	道路	費	三、〇九九
第二項	治水	費	一五、〇六〇
第三項	港灣	費	二、一九五
第四項	補助	費	九、〇一二
第五項	吏員	費	一七七
第六項	雜費	費	一九四
第四十四款	災害土木復舊	費	一八一、六三七
第一項	道路橋梁	費	五、二三四

第二項	治水堤防費	一五〇、〇〇〇
第三項	港灣防費	七〇〇
第四項	砂防費	一、一一八
第五項	補助費	二一、〇七二
第六項	吏員費	一、四三〇
第七項	雜費	二、〇八三
第四十五款	十年度災害土木復舊費	三五、八一七
第一項	道路橋梁費	二、三二九
第二項	治水堤防費	一八、七五一
第三項	砂防費	一、六九二
第四項	補助費	二、二〇四
第五項	吏員費	二九九
第六項	雜費	五四二
第四十六款	十二年度災害土木復舊費	二六三、七一二
第一項	道路橋梁費	四九、九〇九
第二項	治水堤防費	一三九、四二八
第三項	港灣防費	五、三五八
第四項	砂防費	二、三三九
第五項	補助費	四六、八〇一
第六項	吏員費	一六、八四〇

第七項	雜費	三、〇三五
第四十七款	十三年度災害土木復舊費	九九八、三五四
第一項	道路橋梁費	一八〇、〇七九
第二項	治水堤防費	二五二、一一三
第三項	港灣防費	二七五、三〇六
第四項	補助費	二〇六、八六六
第五項	吏員費	七二、三八九
第六項	雜費	一一、六〇一
第四十八款	昭和十二年水害復舊施設耕地事業費本年度支出額	四一、七五四
第一項	昭和十二年水害復舊施設耕地事業費本年度支出額	四一、七五四
第四十九款	千代川廢川地開墾事業費本年度支出額	二二、三五三
第一項	千代川廢川地開墾事業費本年度支出額	二二、三五三
第五十款	連絡土木事業費	二二、三五三
第一項	事業費	五九、九二七
第二項	補助費	四七、六二八
第三項	指導費	一〇、〇三一
第五十一款	受託事業費	二、二六八
		一、一八一

第一項	舞鶴要港部第六號工事	一〇八、八二三
第二項	受託事業費	一八、三五八
第五十二款	紀念二千六百年奉祝費	三〇〇
第一項	紀念二千六百年奉祝費	三〇〇
第五十三款	農業用機械購入費	一〇、六七〇
第一項	農業用機械購入費	一〇、六七〇
第五十四款	雜出	一、六七六
第一項	過年度追拂	一、六七六
歲出臨時部計		二、一六七、三九八
歲出合計		二、一七九、二九〇
昭和十四年度特別會計小學校教員恩給金歲入歲出追加豫算		
第五款	繰越金	一、八〇〇
第一項	繰越金	一、八〇〇
歲入合計		一、八〇〇
第五款	分擔金	一、八〇〇

第一項	分金	一、八〇〇
歲出合計		一、八〇〇
昭和十四年度特別會計就學獎勵資金歲入歲出追加豫算		
第二款	國庫交付金	二、二八六
第一項	國庫交付金	二、二八六
歲入合計		二、二八六
第一款	就學獎勵費	二、二八六
第一項	就學獎勵費	二、二八六
歲出合計		二、二八六
昭和十四年度特別會計自作農創設維持獎勵資金歲入歲出追加豫算		
第二款	還入金	三二二圓
第一項	還入金	三二二
歲計		三二二
第一款	還金	三二二
第一項	還金	三二二
歲計		三二二
合計		三二二

昭和十五年度特別會計中等學校改築費歳入歳出追加豫算

第四款	歳入	繰越金	一三、七〇〇
第一款	歳入	合計	一三、七〇〇
第一款	歳出	中等學校改築費	一三、七〇〇
第一款	歳出	合計	一三、七〇〇
第三款	歳入	繰越金	五〇〇
第一款	歳入	合計	五〇〇
第一款	歳出	救濟費	五〇〇
第一款	歳出	合計	五〇〇

昭和十五年度特別會計慈惠救濟金歳入歳出追加豫算

鳥取縣告示第二百八號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章左ノ通返納並交付セリ

昭和十五年四月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

區分	年	月	日	番號	所屬	廳名	職名	氏名
返納	昭和十五年	三月	二十五日	四九	西伯郡名和村役場	書記	山本	武章
交付	昭和十五年	三月	二十五日	四九	同	同	林原	廉
返納	昭和十五年	三月	二十五日	九九	日野郡根雨町役場	書記	吉村	俊雄

鳥取縣告示第二百九號

左ノ通養蠶實行組合設立ノ件認可セリ

昭和十五年四月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

養蠶實行組合名	地	區	事務所ノ所在地	認可年月日
谷倉	溝口町大字谷川大倉一圓	日野郡溝口町谷川六百十四番地	昭	和十五年四月一日

鳥取縣告示第二百十號

當管内ニ於ケル健康保険醫左ノ通指定セリ

昭和十五年四月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

專門科名

診療所

所在地

氏名

藤本

ふさ子

指定年

月

日

耳鼻咽喉科

鳥取市西町一番地
日本赤十字社鳥取支部病院

藤本

ふさ子

昭和十五年三月三十日

◆鳥取縣告示第百二十一號

昭和十五年三月十二日鳥取縣告示第四百四十七號昭和十五年徵兵署並整理徵兵署開設日割及場所ノ件
中左記ノ通一部變更ス

昭和十五年四月五日

鳥取縣兵事官地方事務官

高

田

三

郎

鳥取聯隊區第四徵募區中検査月日四月二十八日智頭町トアルヲ「智頭町ノ内(智頭區、那岐區、山形區、富澤區)」トシ四月三十日佐治村山郷村ノ次ニ「智頭町ノ内(土師區)」ト變更ス

彙

報

町 村 吏 員 異 動

異動年月日	事由	市町村名	職名	氏名
昭和十四、一、二九	滿期退職	東伯郡上北條村	村長	勳七等 本田 政吉
全 一四、一二、一一	就任	全	全	正七位 勳七等 磯江 眞太郎
全 一四、一二、一五	滿期退職	八頭郡佐治村	全	從七位 中谷 明治
全 一四、一二、二一	全	西伯郡春日村	收入役	安藤 藤久藏
全 一四、一二、二二	就任	全	全	深澤 虎一
全 一五、一、一五	滿期退職	全郡殿村	助役	能登 一雄
全 一五、一、一八	再任	氣高郡大和村	全	山下 義雄
全 一五、一、二一	辭任	東伯郡小鴨村	全	小林 文藏
全 一五、一、一九	全	東伯郡達東外二村	村長	勳八等 盛山 伊太郎
全 一五、一、二〇	就任	全	全	大谷 尙人

全	一五、一、二六	再	任	日野郡福榮村	收入役	增田久壽
全	一五、一、二七	全			役	戸川茂治
全	一五、一、三一	滿期退職		岩美郡本庄村	長	村上喜治
全	一五、二、一	就	任	東伯郡倉吉町	町長	從七位勳六等 福光勝次郎
全	一五、二、一	辭	職	西伯郡宇田川村	村長	勳八等森田虎藏
全	一五、二、三	就	任	全郡嚴村	助役	山田宗治
全	一五、二、五	再	任	八頭郡佐治村	全	上田龍吉
全	一五、二、五	滿期退職		西伯郡法勝寺村	村長	細川邦治
全	一五、二、五	辭	職	全	助役	勳八等坂口定治
全	一五、二、六	就	任	全	村長	勳八等坂口定治
全	一五、二、二一	辭	職	東伯郡榮村	全	正八位齋尾徹
全	一五、二、二四	全			助役	長谷川國藏

昭和	一五、二、二四	就	任	東伯郡榮村	村長	長谷川國藏
全	一五、二、二七	再	任	日野郡日野上村	助役	三森千八
全	一五、二、二九	辭	職	八頭郡池田村	收入役	門河近藏
全	一五、二、二九	全		全郡船岡村	同	橋本榮藏
全	一五、三、一	死	亡	岩美郡米里村	助役	花房武勝
全	一五、三、一	就	任	東伯郡榮村	全	村岡信幸
全	一五、三、一	辭	職	八頭郡八上村	村長	倉信隆藏
全	一五、三、七	就	任	全郡池田村	收入役	藤原惣次
全	一五、三、九	全		全郡佐治村	村長	從七位中谷明治
全	一五、三、一三	同		同郡八上村	同	倉信一雄
全	一五、三、一三	滿期退職		東伯郡竹田村	同	安田秀信
同	一五、三、一四	就	任	同	同	西田林藏

昭和一五、三、一八	就任	八頭郡船岡村	收入役	沖田滿壽雄
同 一五、三、二四	死亡	氣高郡神戸村	助役	宇治田茂治

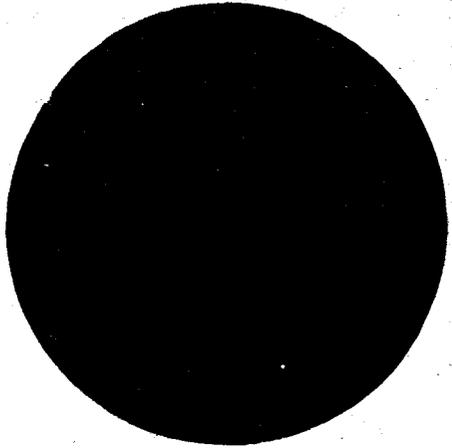
正 誤

昭和十五年四月二日鳥取縣公報第千百十八號鳥取縣告示第二百五號中左ノ通正誤ス

頁	行	段	正	誤
一一	一	上段	礪砂末(袋)	礪酸末(袋)
一六	一〇	下段	無水炭酸ソーダ(瓶入)	無水炭酸ソーダ(瓶入)
一九	六	下段	二五〇瓦 二五〇瓦	二五〇瓦 二五〇瓦
二一	一三	下段	二五〇瓦 二五〇瓦	二五〇瓦 二五〇瓦
二六	七	上段	二五〇瓦 二五〇瓦	二五〇瓦 二五〇瓦
二八	一	下段	水製大黃チンキ	水製太黃チンキ

彙 報 第四十八號

事 變 特 報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目次

- 一 事變處理と國民貯蓄……………(時局課)四九頁
- 一 風俗營業の時間短縮及び歌舞音曲の制限……………(保安課)五二頁
- 一 物動重要物資と家庭……………(時局課)五三頁
- 一 短期作物を作りませう……………(農産課)五六頁
- 一 季節保育所……………(社會課)五八頁
- 一 活字と視力保健……………(衛生課)六二頁
- 一 廳内機構の整備……………(職業課)六四頁
- 一 農村青少年への期待……………(社會教育課)六六頁
- 一 毒瓦斯の防ぎかた(二)……………(警務課)六七頁
- 一 事變下の養鶏……………(農産課)七〇頁
- 一 滿蒙開拓青少年義勇軍(一)……………(社會課)七四頁

燃ゆる心貯蓄して示せ



事變處理と國民貯蓄

◆偉大なる國民の努力

支那事變は大きさから言つても使命の崇高さから言つても、日本國民が仕遂げねばならぬ世界始つての大事業である。

御稜威の下忠勇なる將士の戦果の絶大なることは今更重ねて言ふまでもない。又銃後の國民も銃後々援に、生産力の擴充に國民貯蓄の勵行に、全國到る所感激の美談を生み銃後は小搖さもしなかつた。國民は眞に銃前銃後一體の實を

擧げた。

例を國民貯蓄の實積にとつても全く驚異的成果を收めてゐる。支那事變以來戦費は百貳拾億圓に上つてゐるが、この龍大なる戦費が全く國民各自の辛苦の一錢から立派に貯蓄に依つて賄はれてゐる。百貳拾億圓とはどの位の大きさが拾圓札で積上げるとその高さは富士山の高さの二十四倍、横に繋ぎ合せると地球の赤道を四度半廻る長さである。この他日滿支三國の資源開發を目指す生産力擴充の資金として七十億以上のお金も貯蓄した。合せて事變以來百九拾億圓以上國民一億として一人平均百九十圓以上といふ割合、一寸考へても出來さうもない龍大な金額が、一億一心肇國の理想に徹した國民に依つた物の見事に實現された。實に偉大なる國民の努力ではないか。

◆今後 の 重 責

ソ聯と結び英米に頼り、抗日をこととし惡夢に狂奔する重慶政府の不義を討ち、同憂具眼の士と相携へて興亞の使命を果すことは支那事變

究極の目的である。今や漸く我が公正妥當なる眞心は了解せられて、善隣友好、親日防共、經濟提携をスローガンとする新支那中央政權は誕生した。事變處理が一段と進んで新しい場面に入つたのである。今後はこの更生支那の新中央政權を盛り立て、日滿交互に手を握り相共に新秩序の建設に邁進するのである。三年に垂んとする國民の辛苦は漸く花と咲いたのである。

併しこれで事變が終結近しと考へたら間違である新政權を獨り立の政權に盛り立てる爲にも軍事、經濟財政等の各方面から思ひ切つた援助をせねばならぬ。それに米國は頭から日本の行動を否認しようとしてゐる。米國は本氣に、日清戰爭後の露獨佛三國干涉のやうに第二の三國干涉の機會を虎視眈々として覗つてゐる。英佛ソの腹も所詮米國と同じであるが、歐洲で手一ぱいといふので米國のやうに積極的でないだけである。歐洲戰爭が日本に相當悪い影響も與へてゐるが、その終結を見んか更に一途に干涉を初める國があると覺悟せねばならぬ。

今こそ日本は一日も早く暮らに事變處理を成し遂げると共に、第三國の干涉を斷平排撃することの出来る實力を強めて置く事が肝腎である。これこそ、漸く花と咲いた努力を實と結ばせるため現下の國民の双肩に懸つてゐる責任である。我が實力を強めるには先づ第一番に國民各自が我が國の興廢は一に懸つて事變處理の如何にあることを確認し、如何なる苦難を忍んでも肇國の精神を世界に發揮するやう國民相互に誓つてこの支那事變の處理を完全に成し遂げる覺悟を固めねばならぬ。

さうして第二にはこの覺悟を日常の職業生活の上に長はし、勤勞奉公生産増加に力を盡し極力節約貯蓄を實行し、物を愛用して廢品の回收に努めることである。

◆貯蓄と戦時生活

中でも貯蓄の實行は事變遂行の基である戦費を賄ふ上に、是非共行はねばならぬことである。現に國民の貯蓄を以て事變以來百貳拾億圓の戦費中百八億圓の國債を買入れて戦費を辨して

ゐる。直接國債を買つた人もあるが、貯蓄をして間接に買つた國債も多い。一錢の貯金をすれば一錢の戦費を國に提供してゐるのである。貯蓄こそ事變を推し進める鍵である。今後從來以上の努力を以て國家の實力増強を目指して貯蓄を勵行せねばならぬ。

而して貯蓄の勵行の爲には思ひ切つて今日の生活程度を切詰めて、昔の武士が實踐したやうな剛健素朴な生活即ち戰時的生活を新しく打立てねばならぬ。かうした戰時的生活の確立實踐は非常な困難がある。この困難を克服するには國民の一人々々が事變の眞意に徹して、一大勇猛心を振起せねばならぬと思ふ。

國民皆兵の言葉は今日の統後の務をよく言ひ表はしてゐる。吾々は統後の戦場にある兵隊として國民の務を果さねばならないのである。

今日、貯蓄は修身齊家の美德として身の爲家の爲に大切である以上に、聖戰遂行、事變處理完遂と言ふ國家の爲への重大義務である。即ち公私兩全一石二鳥、いな一石三鳥の美德を行ふ

ことなるのである。

◆貯蓄の方法

貯金の仕方についてはいろいろある。小を積んで大を爲し、父子相傳へて家産を造成しようとする「家産造成貯金」、輝しい二千六百年を永久に記念する「紀元二千六百年記念貯金」其の他郵便貯金關係の貯金方法については近く第四十三號にも記したが、その他子供が生れた時其の子供の將來の爲に準備する誕生記念の「結婚貯金」や「教育貯金」、若い人達の婚姻を記念する「結婚記念貯金」や、毎日を無事に過した報恩感謝の心からする「お蔭貯金」、収入のある度毎に一定額を天引する「天引貯金」買つた積りの「積り貯金」や、パツカンで自宅調髪を行ふ「散髪貯金」、「握り米貯金」、「奉公日貯金」等考へればいくらもあらう。要は各人の心掛である。

しかし各自が貯金をしようと思つてゐても、獨りではつゝい繼續的に實行せず終る事が多い。これが爲には是非貯蓄組による貯金方法をお

奨めする。貯蓄組合によつてお互に相努め相勵めば、その實績は必ず現はれて行くのである。國民貯蓄組合の作り方については各市町村役場に縣から通知してあるから、よく相談して必ずこれが普及徹底に努められたいものである

◆事變國債と貯蓄債券

國民貯蓄の目的は結局戦費を賄ふ國債を消化することにあるから、國民各自が國債を極力購入して直接戦費を提供すると同時に、安全確實有利に利殖することを心掛けて欲しい。

又興味ある貯蓄の方法として貯蓄債券がある五圓十圓の零細なお金で購入することが出来、莫大な割増金の抽籤を月々鶴首して待つのも楽しみである。貯蓄債券を購入したお金も矢張り大藏省預金部に入り、聖戦のお役に立つことは御承知の通りである。

× × ×



風俗營業の時間短縮
及び歌舞音曲の制限

事變の連展に伴ひ愈々國民精神の昂揚を圖り社會風潮を一新し凡ゆる物資の節約を圖つて戦時經濟の運行を圓滑ならしめる必要が益々加はつて來たのであるが、殊に本年に入つては酒類の造石高は前年度の約五割に制限せられ、此の儘に放任して置いては從來酒類消費量の大半を占めた風俗營業は、特殊の者を除く外今後漸次その經營に支障を來すこととなり、又他面一般家庭及び特殊事業に對する供給も著しく困難となる傾向にあるので、此の際風俗營業者を動員し精勵運動強化の線に沿うて一段と之を引締め、統一ある制限線を確保するの必要に迫らるゝに至つた。

依つて今回本縣では本省の指示に基いて三月

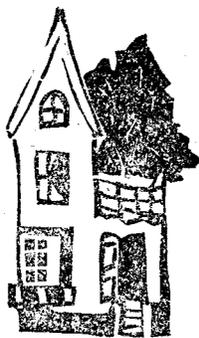
二、日附を以て鳥取縣令を改正してその營業時間短縮、歌舞音曲の制限を行ひ且つ關係業者の自肅的申合を得て酒類の節約を行ふこととなり、四月一日より實施を見てゐるのである。之は全國一齊に行はうとする國策であるから業者も顧客も積極的に協力せられんことを切に望む次第である。

一 營業時間の繰上短縮及び歌舞音曲の制限 (縣令改正による)

- 1 料理屋、飲食店、カフェーの營業時間は午後十一時限り
 - 2 劇場、寄席等の興行時間は午後十時限り
 - 3 歌舞音曲は業態又は地域の如何を問はず午後十時限り禁止
 - 4 未成年者、學生、生徒は飲食の爲料理屋、カフェーに入出入を禁止
- 二 酒類の節約 (關係業者の自肅的申合に依る)
- 1 料理屋、飲食店、カフェー各營業者の

提供する酒類は客一人に對し二合以内又はビール二本以内
2 宿屋營業者の提供する酒類は客一人に對し酒二合以内又はビール二本以内

× × ×



物動重要
物資と家庭

物資動員計畫中の重要物資で、筆頭に上るものはまづ鐵類です。「鐵は國家の全活動の血であり肉である」とドイツの諺にある通り、鐵は武器の材料としてばかりでなく、鐵道や港灣、船や車、自動車や機械を造るために絶対必要で今後國防工業の飛躍と大陸建設の原動力です。今蓄音機の針を完全に回収するだけでも一年に

三千トンの鐵が出来、之で五千トンの船が造られるのです。つい捨てられてしまふ針も活用すればこんなお役に立つ、廢品回收の重要さをひしくと感ぜさせられます。鐵に次いで、銅、鉛、亜鉛、錫、アルミニウム等の金屬類が如何に大切であり、家庭が之に如何に協力すべきかはこゝに改めて説明するまでもありません。燃料といへばまづ石炭と石油、ガソリンですが、針一貫匁つくるのに石炭が二貫何百匁もいると云ふ話です。武器を造るにも機械を造るにもなくてはならぬのは石炭であり、又近代工業に非常に大きな役割をしてゐる電力も石炭の力に負つてゐる部分が少くないことは、昨年から今春にかけての石炭不足と電力飢饉の體験によつても明です。之程大切な石炭ですから皆様の御家庭のストーブやお風呂でも大いに節約していたゞかねばなりません。ガスにしてもガソリンにしても、使つたゞけ金を拂へばいゝぢやないかでは濟ませない時代です。

皆様方の衣服について考へていゝとさき

せう。第一に槍玉に上つてゐるのは毛織物です。事變前までは年に二億圓も羊毛を輸入してゐたのですが、物動計畫ではこれをやめて、ストック(在庫品)や再生羊毛などにスフをませて我慢せねばなりません。羊毛と云ふものは便利なもので、何度でも何度でも粉になるまで織り直して生れ變らすことが出来ます。古服三著で新しい服が二著出来るといふ話です。純毛あさりに見にくい買だめ騒ぎをやめて、たんすの底の羊毛資源を大いに活用していたゞきたいものです。綿について御辛抱願つてゐることは皆様御體験の通りです。之は原料の棉花を輸入しないわけではありませんが、之は輸出品に廻して外國のお金に代へるためです。

要するに物動に参加する私達家庭の心得としては

- 一 なるべくものを買はないこと
- 二 あるもので間に合はせること
- 三 買物も重要物資を節約するため代用品を使ふこと

四、死蔵品や廢品を活用すること
五、そのために公私の生活を刷新して戦時生活を立てること

等です
家庭と物動、私達がちよつどの氣の配り方でお國のためにお役に立つことは澤山あります。今まで私達が家庭で食べてゐたものでも、外國へ輸出してお金になる物はどしく輸出しようといふのが今度の物動計畫のねらひにもなつてゐます。まして昨年の大旱害から食糧問題が重大化してゐる現今では、その節約の重大であることは云ふまでもありません。世界大戦當時のドイツの肉なしデーやパンの切符制限等を思へば舌の贅澤はいへますまい。

この外肥料については、節約の意味から農村の方々に、自給肥料と肥料のやり方に一工夫して頂きたいと思ひます。化學藥品、醫療藥品其の他の使用に御家庭の御協力を願ひたいと思ひます。

さて随分くどくと「あゝしてほしい、かう

してほしい」と物の不便を我慢して頂いてやうに願ひしましたが、これは結局、今、日本が困つてゐるからではないことをよく理解して頂きたいのです。

當面の戦争に勝つための軍需品を整へるだけではありません。將來の軍備を充實し滿洲や支那の開発のために物を送つてやり、また輸出を盛んにし、更に所謂諸生産力擴充計畫をおし進めるために必要なのです。それは取りも直さず日本の國力を飛躍的に發展させる、眞に強力日本を建設することになるのです。物資動員計畫にはかういふ遠大の計があるのです。

生産力擴充計畫とはどういふことかと云くと將來東亞の盟主として、日本の國防産業を大いに發展させ、これ等の産業の原料であるところの重要資源を、國內及び滿洲支那の勢力範圍で自給自足出来るやうにし。いざといふときに第三國に依存しなくてもいいやうにしようといふ希望に満ちた計畫なのです。この計畫も企畫院が中心となつて、昭和十三年度を第一年度と

する四箇年計畫といふものが出来て之も鐵、鋼、石炭、輕金屬、石油及びその代用品、ソーダ及び工業鹽、硫酸アンモニヤ、バルブ、金、工作機械、鐵道車輛、船舶、自動車、羊毛、電力の十五種類が選ばれ、昭和十六年度には大體我が勢力圈内で自給自足出来るやうに計畫されてゐます例へば普通鋼が約六割増、鐵鉛が約二倍、アルミニウム、マグネシウムは數倍、羊毛は約三倍自動車は約五倍といふ風に、「持たぬ日本」から一躍「持てる日本」に飛躍させやうといふ計畫です。

この計畫が進めば、今皆様に御無理を願つてゐるやうな物の不自由も少くなるでせう。しかしまた逆にこの生産力擴充計畫を進めるためには、現在は一般の消費を節約しても、この計畫に必要な物はどうしても優先權を與へねばなりません。そのためにはあらゆる不自由も忍ばねばならないのです。戦争を現實にやつてゐる上に、この大きな計畫をおし進めてゐるのであります。實際今はつらいわけです。大いに頑張りま

せう。明日の強力日本の發展のために。最後に一言、この物動計畫は決して物資だけの問題ではありません。これをやるためには、お金、勞力、交通機關、運輸等色々の方面に關係があり、すべてが國家目標の下に強力に統制されねばなりません。勿論心の問題が何よりです。横溢せる精神力！私達にみんなで國民精神總動員の旗の下に、一億一心、堅忍持久、どこまでも東亞の日本建設のために頑張らねばならぬのであります。

× × × × ×



短期作物を

作りませう

近時食糧の不足に依つて節米運動が盛んに行

は、従つて麥飯を食べよとか、其の蕎麥、パン、馬鈴薯、甘藷等色々なものを並べ立て、代用食又は混食をせよと非常に喧しくなつて来た。

併し一口に代用食又は混食をせよと云つて見た所で、さうあり余る程あるものではない。農村等ではうどん粉も蕎麥粉も食べた上での米不足であり、馬鈴薯、甘藷が増産されても無水アルコールを取るために多く使はれるのであつて此の點判つきり認識してかゝらぬと、如何に節米運動を提唱しても一文の價値もないことになるのである。

そこで米の節約、食ひ延しのためには雜穀、芋類の作物を今一層多く作るやうにしなければならぬ。若しさうしないで代用食や混食を奨めて行くと、品不足で苦しむ前に物の不足から之等の價格が上つて、足らぬ米の値段より高くなると云ふ結果にならぬとも限らぬ。

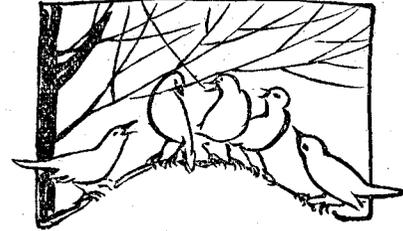
だから今年の米の端境期までは八ヶ月前後あることだし、此の八ヶ月間に作られる代用農産

物迄なれてはならぬ。大麥、小麥は既に播種を終つたのであるが、馬鈴薯や甘藷、稗、粟、玉蜀黍、豆類、根菜類等米の代用食になるものを農村で休閑地を利用して作るのは勿論で、農民以外の國民全体も空地を利用して此の代用作物を作ることに全力を盡さねばならぬ。

米や麥を作ることは専門の知識と技術が要るが其の他のものならば特殊な栽培技術がなくとも、風通しが良く日當りの良い所さへあつて、人糞尿でも台所の廢物でも施せば何人が作つても相當穫れるのである。而も体位向上にもなつて一舉兩得の企てである。

更に學校、工場等には多かれ少かれ空地があるのであるから、之を學生や職工に休憩時間を利用して栽培に當らせれば、國策に寄與する所が多いと思ふ。

× × × × ×



季節保育所

長くも 皇后陛下に於か
せられては、「最近時局の
影響を受けて農山漁村に於
ける勞力不足は漸く著しく
殊に農繁期に於て甚しく之
が調整を計る爲全國各地に
季節保育所設置せられ且之

に依りて乳幼児の養護に具へ農山漁村に注が
らしむべき」趣を聞しめされ、御獎勵の思召を
以て一月十日季節保育所に對し御内帑を下賜あ
らせられた。深く御心を銃後の農山漁村に注が
せられ、この御仁慈を垂れさせ給ふこと、唯々
恐懼感激の至りに堪へないところである。

厚生省に於てはこの有難き思召を體し、全國
津々浦々に亘り優良季節保育所を慎重調査の上
經済生體數にして九百十七の優良季節保育所に

對し、紀元二千六百年の紀元の佳節を卜して地
方長官より御下賜金を傳達し、本縣でも慈向園
(若櫻町)、名和共愛(名和村)、稻葉(鳥取瀧山)
岡益心光婦人會(宇倍野村)、馬場農繁(倉田村)
濱村(正條村)の六託兒所がその光榮に浴したこ
とは既記の通であらう。

今回恩恵に浴した季節保育所經營者の感激は
固より、本事業關係者並びに國民の感銘特に深
い次第である。今後本事業關係者に於ては施設
の整備擴充に關して一段と努力し、又一般國民
に於ても本事業に對する理解を深め、官民一致
協力して本事業の普及發達に力を致さねばなら
ない。

季節保育所とは

季節保育所とは、農山漁村の繁忙期に家庭に
代つてその乳幼児を保育し、育兒上の累なく家
業に専念することが出来るやうにしようといふ目
的から發達したものであるが、一方また繁忙期
に陥り勝ちな危険から乳幼児を保護し、その心

身の健全な育成に努めると共に、これとして
て育兒思想の普及をも圖らうとするものである
従つて季節保育所は一面に於て農山漁村の生産
力の維持増進に資すると共に、他面乳幼児を保
護し國本の培養を圖る有意義な施設である。殊
に事變下銃後農山漁村の勞力不足の現狀に鑑み
また人的資源涵養の要緊切なるものある今日、
季節保育所は洵に重大な使命を有するものとい
はねばならない。

季節保育所は一度それが開設され、町村民の
これに對する理解が深まる共に、開設期間を延
長する要求が昂まり、常設化されることも多い
のであるが、同時に保育所に來ない乳幼児や妊
産婦の保護のために、訪問婦の設置も要望され
て來る。しかし如何に教養教化に努力しても經
濟力が伴はなければ其の實效が擧らないから、
進んで副業獎勵、授職等の經濟的保護が必要と
なつてくる。かくして保育所家庭訪問、教化、
各種相談、生活改善、經濟保護等の事業を綜合
的に經營する農村隣保施設が發達するのである

即ち、季節保育所は將來かかる有意義な施設を農
山漁村に發達せしめる根基となるものであつて
今回の優渥なる思召にも「進んで農村隣保の素
因たらしむべき」御趣旨を拜察し奉るのである。

季節保育所の沿革

季節保育所は從來一般に農繁期託兒所と稱せ
られてゐた。わが國に於ける農繁期託兒所は明
治二十三年わが鳥取縣の氣高郡美穗村下味野に
開設されたものを以て嚆矢とする。即ち

「美穗村では遠耕と稱して十町も二十町も遠
方に耕作に行く、秋の繁忙期には乳呑兒は連
れて行くが學校に行かない幼兒は放置されて
ゐるために、怪我をした泥沼に落込んだりす
る。また監督者がゐないために過飲過食に陥
る。土地の農夫寛雄平といふ人がこれを可哀
さうに思ひ、青年の夜學所にしてゐる家に子
供を集めて世話をしたのが始めで、その後、
男手では世話が困難であるため、農繁期に閑
な庵住の尼さんを頼んで幼兒の守をして貰ふ

00860

ことにした。」

これが我國に於ける農繁託兒所すなはち季節保育所の濫觴なのである。

大正年間に至りこれが施設の價値は漸く一般に認識され、その数が逐年増加して大正十五年には百三十八ヶ所に及び、昭和に入つて急激な増加を示し、殊に今次事變の勃發以來、農山漁村に於ける勞力不足の實情に即應して著しき躍進を遂げ、昭和十三年には春季施設數一萬三千九十九、保育兒數七十一萬一千四百七、秋季施設數三千四百三十九、保育兒數十六萬三千三十六、合計施設數一萬六千五百三十八、保育兒數八十七萬一千七百四十三に達し昨昭和十四年には春季だけで施設數一萬六千二百六十三、收容保育兒數八十七萬一千八百四十三に及んでゐるのである。

季節保育所の實際

季節保育所は、農村の農繁期(田植期と收穫期等)を始めとし漁村の漁繁期、山村の養蠶期等に季節的に短期間、最短七日ぐらゝ一

ヶ月ぐらゐ開設されるのであつて、開設時期と期間に農山漁村の別により、また氣候風土や農業形態の相違によつて必ずしも一樣でなく、地方の事情により實際の必要に應じて開設されるのである。

經營主體は町村、各種團體、個人など種々あつてこれまた一樣でないが、宗教團體やその關係者、學校やその關係者、社會事業團體やその關係者、婦人團體等によつて經營されてゐるものが多い。

開設の場所は、比較的職場に近く乳幼兒に危険の少いところがよいのであつて、寺院境内、小學校構内、青年會館、公會堂その他の會館内などに開設されるものが多く、特に専用の建物は有しないものが多い。また農村では村内に部落が点在してゐる關係上大體部落單位に開設され、従つて一村内に幾つもの季節保育所が開設される場合が少くない。また同一經營主體で十數ヶ所の季節保育所を開設してゐる所もある。

季節保育所の従事者は大體保母、小學女教

00861

員、婦人團體幹部等の婦人を中心として、これに婦人團體會員、女子青年等が參加し、奉仕的に保育にあつてゐるものが多い。

保育兒は乳兒と幼兒(學齡まで)を通例としてゐるが、乳兒の保育所については、専門の經驗者と多少の設備が要る關係上、未だこの乳兒保育をする季節保育所が比較的少いのは遺憾なことであつて、殊に將來の研究と努力を要する點である。

設備は樂器、遊具及び運動具(ブランコ、スベリ臺、砂場等) 食器、寢具、衛生用具(急救藥品等を含む)等一式を備へたものも少くないが、まだ充實してゐない所が多い。農山漁村のことであるから、自然の立木を利用したブランコ、有り合せの板を利用したスベリ臺、砂濱利用の自然の砂場等の工夫が望ましい。衛生設備等については今一段の充實を爲したいものである。

保育の實際に當つては、たゞ單に子供の守るだけでなく、進んで清潔の習慣とか團體生

活の訓練、情操の陶冶等たとへ短期間であつても保育兒の心身發達の助長に努めてゐる所が多い。

尙ほ、保育兒に對しては間食の給與は勿論、榮養食の給與まで行つてゐる所もある。

保育料は原則として無料である。有料の場合にも間食又は給食の實費程度を出ないのを通例として居り、米麥、野菜等の現物で納めてゐる場合もある。

季節保育の經營費はその性質上極めて少額である。勿論その規模の大小、開設期間の長短によつて一樣ではないが、既設の建物の利用、器具の借用、従事者の献身的奉仕等によつて經營費を出來得る限り節減する關係上、一ヶ所、一期間の經營費は數十圓乃至百數十圓程度のもが多い。

季節保育所の將來

季節保育所の有する重大な使命については既に記したが、その現状について見ると、その數

に於て一部落一ヶ所の理想には未だ遠く、またその内容に於ても設備、保育方法従事者の教養等いまだ一段の充實を要することを痛感される。今後ますます本事業の普及發達とその内容の充實を圖り進んでこれを根基として農村隣保施設の普及發達に努め、農山漁村に於ける乳幼児の健全な育成、生産力の維持増進、生活の刷新向上等に萬全の努力を拂ひ、以て有難き思召の萬一に應へ奉らんことを期しなければならぬと思ふ次第である。

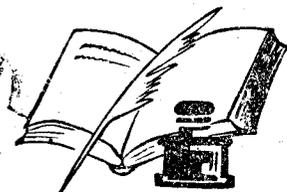
活字と

視力保健

最近日本の青少年に近視の者が非常に多いことは一般に認め

られてゐるところであつて、先年ドイツのヒットラー、ユーゲントが來朝したとき、その青少年達に眼鏡をかけた者が殆ど見受けられなかつたに對して、日本から派遣された青少年には、身體的にも多くの中から選抜されてゐるにも拘らず近眼鏡によつて視力を補正されてゐる者が頗る多かつたことが、國內識者によつて問題視されたことは吾人の記憶に新たなところである。本縣が昭和十五年度の壯丁に對し豫備檢診を施行した成績では二六、三〇%の者に視力異常があり、郡部では二三、〇五%であつたが市部では四五、六四%を示し、鳥取市は三七、〇六%米子市は五四、四〇%と云ふ高率であつて、其れが特に中等學校在學生徒に多かつたことは家庭は固より、教育の局に當たる方々の留意警戒を冀望して竭まない。

近眼はものを見る時の光度と文字の大きさが非常にその發生の大きな原因となるのであつて青少年達の眼を護るためには「明るいところ」と「小さすぎぬ文字」及び「文字と眼との距離



の適正が絶対必要であり、中でも文字の大きいさについては青少年教育上殊に注意を要するところで、學校特に小學校の教科書の文字の大きさは當局に於て種々研究の上規正されてゐるものである。

然るに近來用紙の不足に伴つて、國民生活上最も深い關係にある新聞紙面の文字が追々小さくなり、これが爲には新聞社に於てその活字の構造に研究が加へられて居るとは云ふものゝ、尙且つ國民視力に影響するところは蓋し僅少でないと思へられるのである。

厚生省では、新近新活字を使用して所謂十五段制を採用した東朝、大朝、東日、大毎、讀賣の各新聞社に對して、國民視力保健上その實施について慎重の留意を促した後、右各社と次のやうな懇談を行つてゐるのである。

一 現在新聞社が使用する活字に關しては、國民の視力保持上尙相當考慮を要すと認めらるるを以て、將來之が對策として法令を以て標準記事面使用活字の大きさに關し、其

最小限度を規定することあるべきに付了知せられ度きこと。

一 新聞紙の印刷に當りては、國民の視力保健上充分慎重なる考慮を拂ひ、左の諸點を嚴守すること。

イ 振假名混合文一段の行間隔は使用活字の三分の一とするを普通とするも、一層之を縮少する場合と雖も之が最少限度は振り假名の大きいさ(使用活字の二分の一)に加ふるに標準五號即ち一〇、五ポイント活字の八分の一以上とすること。

ロ、振り假名無き文一段の行間隔は、使用活字の二分の一とするを普通とするも一層之を縮少する場合と雖も之が最少限度は標準五號即ち一〇、五ポイント活字の四分の一以上とすること。

ハ 可成り段落、句讀點を多くすること。
ニ 努めて多劃文字の制限、略字使用を圖ること。



農村青少年

への期待

新興滿洲國に開拓の新天地が出来てから、日滿兩國の發展のために近年開拓移民、青少年義勇軍が續々進出して行くことは洵に喜ばしいことである。だからと云つて農村の青少年全部が擧つて渡滿せよと云ふのではない。

矢張り日本内地にも、此の戦時下食糧問題の解決は云はずもがな、適當な人的資源確保の必要であることは勿論であつて、従つて若しも外部に發展しなければ、お國のために盡すことが出来ないのだと考へることは甚しい認識不足である。此處は兩々相俟つて充分考慮しなければならぬ重要な點である。

目下國を擧げて戦時國民食料を一粒でも多く作るやうに、又軍需に必要な農作物を作つて貰ふため、農村に留まつてゐる青少年へ、幅の

期待をかけてゐるのである。

聖戦既に四年、今まで食糧だけは少しの不安もなく安心してゐたのであるが、それも今となつては夢となり、食糧の不足は何よりも銃後の生活を強く脅やかし、ために節米運動とか代用食、混食等といよゝゝ眞剣な運動となつて現はれて來たのである。

此の意味に於ても、今や國を擧げて食糧の不足を憂へ、日に月に農村の勞力不足を訴へる時無計畫に農村を飛出す青少年があつてはならないのである。

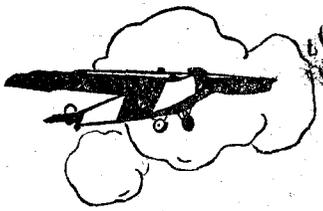
今や農村は勞力も不足し、金肥も不足し、何もかも不足勝な悪い條件の中に立つて、國民の食糧を増産しなければならぬのだ。従つて牛や馬の利用に依つて勞力の不足を補ひ、又厩肥、堆肥の積込みにもつと積極的工夫を凝らし、自給肥料を澤山作つて金肥の不足を補ふやうに努力せねばならぬ。

一方村の先輩の精農家に習ひ、農事講習講話には出来るだけ出席し、機會があれば先進地の

視察に依つて刺戟され、雜誌や書籍に依つて新しい知識、新しい技術を學んで之を自分の經營に應用實驗して食糧増産に邁進しなければならぬ。

此處まで農業に對する熱が出れば農業は面白くなるし、此の實驗に依つて著しく増收したり思はぬ収益があがつて父の母の喜ぶ顔も見られ一面又國策に副ふこともなるのである。

斯様にして自己の使命に眞剣になれることは洵に人生の快事であり、そして之程國家に對して忠義なことはないのである。故に農村に留まる青少年は之等の意義を充分に理解し、自重自愛して銃後農業の道にいそしまなければならぬ。



毒瓦斯の

防ぎかた (二)

三 家庭の防護

一 家庭に於て多くの場合主人などは不在勝であるから、主婦がしつかりして家族のものを纏めて騒がす恐れす慌てず、火の元にも氣をつけて立派に家庭を守らなければならぬ。又空襲は眞夜中に行はれることが多いから、空襲警報を聞き落さぬやう注意せねばならぬ。

二 家庭の中には防毒室を準備することが必要である。又防毒蚊帳でも之に代用することが出来る。防毒室とは其の家族を集め防護するため密閉した部屋を云ひ、防毒蚊帳とは同様の目的を以て作つた特別の蚊帳であ

尙各家庭には少くも一箇以上の防毒面を備へつけ、假令瓦斯の來襲を受けても装面者が外に出て内外の連絡や火災、盜難の防止等に努めねばならぬ。

三 防毒室や防毒蚊帳の大きさは之に家族全員が避難出來て、尙多少の餘裕のある位がよい。普通一人一疊の割合で二、三時間は身體に影響することがない。

四 防毒室の位置は家屋の構造其他を考慮して、避難するに便で防毒設備の容易な所で出來るならば爆彈の破片などに對しても安全な一室を選定するがよい。此の際出來れば連續した二室を、一室を前室として瓦斯の侵入を先づこの室で制限し、奥の一室に避難するやうにするが一番よい。

防毒蚊帳を吊るべき部屋も之と同じ要領によるがよい。

五 防毒室の設備として第一の要件は氣密(密閉のこと)である。故に出入のたの扉、

襖又は障子のみを残し、他は紙等を以て充分目張りをせねばならぬ。此の際壁と柱との間、闕の下、天井の隙間等にも注意する必要がある。

以上の設備を終つたら青松葉等を燻らせて氣密の程度を點検して見るがよい。

六 防毒室には室外の状況を見得るやう硝子窓等をつけて避難者の不安を減するやうに設備した方がよい。防毒蚊帳にも之に準じて透明なセルロイド板等で側面に窓を設けた方がよい。

七 室の入口は最少限度の大きさとして出入の際瓦斯のはいるのを防ぎ、一旦閉ぢたら完全に氣密が保持されるべきが大切である。之がため幕布(ゴム布、其他防水布等)を垂れ二枚重ねにすればよく、尙一米以上を離して二、三箇所に設けられれば更によろしい。

八 防毒蚊帳は麻糸等を心として之にゴム引布防水紙、障子紙等を蚊帳狀に張り合せて作

るのである。之を吊つたときは晝簾、坐蒲團等適宜の物を以て其の下部を押へ、隙間を生せしめぬやう氣を付けねばならぬ。警戒警報が發せられたら速に防護の準備をなし、防毒室は入口を除き全部密閉し、防毒面、消毒材料を整へ、常に警報及び外の様子に注意を要する。

一〇 空襲警報が發せられたら監視連絡其他の要員者以外は一室に集り、時々家の周圍を巡視し、いろいろ準備をする。

夜間に居室及び防毒室の外全部消燈する。一一 瓦斯警報があつたら假令防毒室或は防毒蚊帳があつても成るべく兩戸、障子、襖等を閉め、防毒室に入りて入口を密閉する。

一人は防毒面を裝し防毒室の外に在つて外と連絡し、火災盜難の豫防、瓦斯の有無を検すること等に任ずる。

一二 糜爛瓦斯の消毒法は個人の防護でも述べたやうに、汚毒されたものは必ずゴム手袋等で取扱ひ、時々ゴム手袋は晒粉で消毒す

ることが必要であるが、消毒法は團員の指導を受けるが最も安全である。汚毒された水は必ずしも色と臭氣のみで見わけることが出來ないから、瓦斯が入つたらしい水は飲料水として使用しない方がよい。

△糜爛瓦斯で汚れた物の消毒法

(1) 拭ひ取る法 金物や塗料を施した所は數十回綿布等で拭へば大体よろしい。

(2) 日光に乾す法 家庭では簡單な消毒法で、冬期なら約五日間、初春晩秋は約三晝夜、春秋は約一晝夜、夏季は約八時間で行ふ。

(3) 熱を加へる法 焚火、炭火等は簡單に行ひ得る加熱法であるが、皮類などは熱が高すぎると變質するから注意を要する。

(4) 煮る法 簡單な方法であつて消毒所要時間は約十五分を要する。
(5) 油などでとる法 金物などに對してはよい

00872

類、蛹や乳製品の殘物、貝殻、石屑、木炭等色々あつて、蛋白質、炭水化合物、脂肪、礦物質等の飼料を適當に與へねばならぬ。併し余り蛋白質(大豆粕の如き)を多く含む飼料を澤山與へると、体が瘦せて來て産卵率が落ち、反對に炭水化合物(玉蜀黍の如き)を多く含む飼料を澤山與へると、徒らに脂肪ばかり蓄積して産卵が止まるやうになる。

では一日どの位與へるが宜いかと云ふと、成鶏一羽に粒餌と粉餌各十五匁位で、經濟的に練餌にする方が宜い。併し此の頃は飼料を手に入りにくいので、どうしても廢物の利用が必要である。青菜も体温を調節し血液の循環を良くし、卵黄の重要な成分にも關係があるから欠いてはならない。

水は毎日新しいのを與へることが必要で、普通一羽一日二匁位の見當であるから、飼養羽數に依つて容器を作り、余り汚れない場所に置くやうにせねばならぬ。餌は朝一日の全量の三割五分、晝二割、夕は最も多くして四割五分の割合

が宜い。管理の第一條件として常に鶏に接し健康を觀察しなければならぬ。冬は舍内に切葉や落葉等を敷いて保温を計り、運動を盛んにやらせ、北風を防いで感冒に罹らぬやうに努めないこと、感冒に罹つたら他の病氣を併發して全滅することがある。

鶏の病氣は鶏糞と鶏冠に深い關係があつて、糞が赤くなつたら腸の悪い證據であり、不健康な鶏は鶏冠や顔面に光澤がなく、色が褪せたり變色したりする。又舉動不活潑となり羽毛の光澤が失せて全体に縮りがなくなるから、之等は早速除いて病氣の擴大を未然に防がねばならぬ。それから産卵鶏を強く驚かすと、一時産卵を中止するばかりでなく、甚しい場合には卵破裂を起して死ぬることがある。

鶏舎は時々消毒してやり、土砂や敷糞等も取替へてやる必要がある。傳染病の發生した場合にはクレオソール、クワレン等三十乃至五十倍のものを熱湯として消毒し、敷糞は焼くとか一度

00873

堆積、醱酵させてから肥料に使ふのが全である。

秋から冬にかけて毛が變るので、此の間の飼養管理が適當でないで産卵能力に重大な影響を及ぼすことになるから、特に次のやうな取扱に依つて一日も早く毛換へを終らせなければならぬ。

- 一 一日十羽當一匁の食塩を飼料中に混ぜること
- 一 菜種油粕、向日葵の實等を少量與へること
- 一 緑餌、石屑、貝殻、木炭等充分與へること
- 一 運動を充分行はせること

鶏の病氣には色々あつて、チフテリア、鶏痘凍傷、食滯、内部寄生虫等がある。チフテリアは今のところ特效治療方法がなく、やれば血清注射位のものである。鶏痘は水泡を潰し、クレオソール軟膏か過クロール鉄液を塗るとよく、凍傷は温い鶏舎に移しワセリン六、グリセリン三、テレピン一の割合で混ぜ合せた軟膏を塗り、食

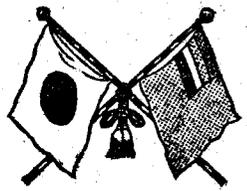
滞は、時には手で患部を揉めばよいが、氣の進んだものは皮膚を約六分、素囊を約五分位切り内容物を出して縫ひ合せ、ヨードチンキを塗つて一日位絶食させる。

内部寄生虫の鶏には消毒を嚴重にして飲水は汚れないものをやり、十時間絶食させて海入草の煎汁か、サントニン〇、〇一又は〇、〇二瓦を内服させるか、煙草の粉を飼料の二%位混ぜて二、三週間續けてやると宜い。

春は一年中で最も元氣旺盛な時なので産卵に無理をさせぬやうにし、梅雨期は鶏のために最も氣候の悪い時であるから、換氣を良くして舍内其の他の管理器具は努めて清潔にし、又飼料も變質し易いから余り澤山買溜ぬやうにせねばならぬ。

夏は通風を良くして日蔭をつくり、又食欲の減る時であるから榮養分に富んだものを與へ、特に水は新鮮なことが大切である。秋は換羽期で産卵が減るので蛋白質の飼料を澤山與へ、冬は防寒の設備を行つて保温に注意しなければならぬ。

00874



滿蒙開拓青少年義勇軍

【一】

◇ 第一回鳥取中隊の出發

春とは云へどまだ膚寒い三月十四日、我が滿蒙開拓青少年義勇軍鳥取中隊として其の第一回の編成を終つた三百十四名の若人は、勇ましい鍬の戦士として縣廳前庭で告別の式を行つて雄々しくも出發したのであつた。副見知事以下全廳員列席の下に、社會課長の力強い激勵の辭を受けて喇叭鼓隊の行進の曲と共に、歩武堂々と鳥取驛に向つた姿は何とも云へぬ頼もしいものであつた。

この義勇軍の青少年達は茨城縣内原なる内地訓練所で約二ヶ月の訓練を受け、次で滿蒙の地

に向ひ進發して廣漠無邊の新天地を開拓し、東亞新建設の聖業を分擔するのである。弱年の身を以て父母います懐しの郷土を離れる青少年の心中涙ぐましいものではあるが、時局を認識して率先祖國の發展と友邦の開拓に邁進する。その意氣や壯と云ふべくその前途眞に洋々たる希望に輝くものである。

此の際この鳥取中隊編成の趣旨を記すと、從來派遣されてゐた本縣の青少年義勇軍は毎回派遣人員が僅少であつて、一ヶ中隊三百名以上を要する獨立の中隊をつくることが出来なかつた爲、常に他府縣の中隊に包含して中隊をつくり渡滿後に於てもそのまゝ他府縣人中に在つて生活しなければならなかつた關係上、青少年達は方言も違ひ知人も少い中で起居せねばならず、従つて非常に心細い感じを餘儀なくされ、自然故郷戀しさの所謂屯墾病に犯される者の多いことになつてゐたものであつて、これは雄志を抱いて渡滿する青少年達の爲に甚だ遺憾なことであつたのである。

00875

従つて今回は各都市學校當局の非常なる援助を得て特に多數の青少年を得、これを以て一箇の鳥取中隊を編成派遣するを得るに至つたもので、今回出發の青少年はもとより將來に於ても非常な好結果を齎すものと思はれるのである。

この青少年義勇軍鳥取中隊は爾後續々編成派遣されるものであるから、尙残れる青少年諸君及び逐次その年齢に達する諸君の、益々奮起渡滿せられんことを切に希望して止まない次第である。今茲にこの義勇軍について稍詳しく記すこととする。

◇ 義勇軍の意義

滿洲國が民族協和王道樂土の顯現を理想として建國されて茲に八年、躍進に躍進を重ねて今や自他共に許す東亞の雄となつた。しかも我國との關係は愈々密接となり、日滿兩國は一體不可分、一徳一心の盟邦として共に相携へて東洋平和、人類福祉の爲に邁進しつゝあるのである。我々日本民族に課せられた大使命は、實に盟邦滿洲國に於ける民族協和の核心として多數優

秀な、物が彼の地に移り住み、その中核になり自ら率先範を示し、沃土を開拓し、産業を増進し、國防を充實し、併せて眞の指導的地位に立つて魂と魂の觸れ合つた精神的な感情的な融合を圖り其の建國理想の達成に貢献するにある。

この意義から言つても新しい國新しい土地の沃土萬里なる滿洲國には、新しい人である青少年が率先海を越へて定住し、若々しい意氣と力でこの大事業に參劃協力することが最も相應しく何よりも大切な急務である。従つて青少年義勇軍の目的は次に掲ぐる綱領によつて一讀瞭然に理解出来る。即ち

「我等義勇軍ハ天祖ノ宏謨ヲ奉シ心ヲ一ニシテ追進シ身ヲ滿洲建國ノ聖業ニ捧ケ神明ニ誓ツテ 天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス」

これである。これを實踐し躬行する義勇軍こそ實に日本青少年の活きたる模範であるばかりでなく、東洋平和の活きた前衛とも謂ふべきである。翻つて混沌たる世界の情勢を觀る時、わが日

00876

本民族は東亞に新秩序を建設し、肇國の大理想の下に皇道精神の宣揚と國威の伸長に邁進すべき重大な秋である。日滿兩國の關係は更に一段此の重要性を加へつゝある時、元氣潑洩たる我が青少年諸君が先輩義勇軍同胞たちに次で續々參加し、滿洲建國の聖業に力を合せることは、正に日本男兒の本懐として當代に生を享けた身の幸福とも光榮と謂ふべきであらう。

◇資格と手續

(一) 應募資格

- 1 年齢 數へ年十六歳(早生れは十五歳)から十九歳(但し十二月二日生れの者に限り二十歳でも差支へなし)迄の者
- 2 經歷 學歷は尋常小學校を修了した者でないければならぬ。職歴は其の如何を問はない健康状態 身体が強壯で現地に於て共同生活並に農耕に従事し得ることが必要である従つて醫者が診て呼吸器又は心臟が悪いとか、脚氣があるとか、神経系の疾患があるとか、痔瘻、重症トラホーム其の他悪性の

傳染性疾患のある者はいけない。尙其の他身体に故障のあるものは全治後應募するやうにするがよい。
4 其の他 父兄の承諾あることが絶対必要であるが、本人自身も我が大和民族の先驅として大陸經營の第一線に進んで立つだけの鞏固な意志と滿洲に骨を埋める決心を有してゐる者でなければならぬ。

(二) 應募手續

募集は一年を通じて行はれて居るから、希望者は居住地の市區町村長、小學校長、青年學校長、青年團長、其の他關係團體長に申出で、其の推薦を経て左の書類を市區町村を經由して知事宛に提出すればよい

願 書 二通

身上書 四通

戸籍抄本 二通

右の用紙は市町村役場に備付けてある。

(三) 銓 衡

縣から指示せられた日時に所定の場所で人物

00877

考查と身體検査が行はれる。この銓衡會場への旅費は左の通り支給せられるから銓衡會場に必ず認印を持参すること。

イ 汽車又は船に乗つた場合は三等又は最下級往復運賃。

ロ 乗合自動車、馬車等に乗つた場合は、陸路の往復が三里以上に亘る場合一里に付二十錢の範圍で其の實費。

◇合格後の諸事項

1 合格通知 前項の銓衡に合格した者には必ず縣から入所日時を指示せられるから、其の日時に所定の場所に集合の上、縣職員に引率せられて内地訓練所へ入所する。

2 費用 集會場所迄の旅費は縣から左の通り支給される。

イ 汽車又は船に乗つた場合三等又は最下級運賃。

ロ 乗合自動車、馬車に乗つた場合、陸路が二里以上に亘る場合は一里に付二十錢の範圍で其の實費。

ハ 泊料、交通不便其の他特殊な關係によつてやむを得ず途中で宿泊(船車内を除く)した場合は一人一泊一圓五十錢の範圍内で其の實費(宿屋の受領書を失はぬこと)。

向入所後は訓練所より直接渡滿するから、入所までに親兄弟親戚等へ別れの挨拶をしておかねばならない。

郷里出發の時から現地訓練終了迄に必要な費用は一切政府で負擔するが、現地に到着する迄の雜用費として五圓以内の小遣錢を持参する方がよからう。

x	x	x	x
x	x	x	x
x	x	x	x
x	x	x	x

